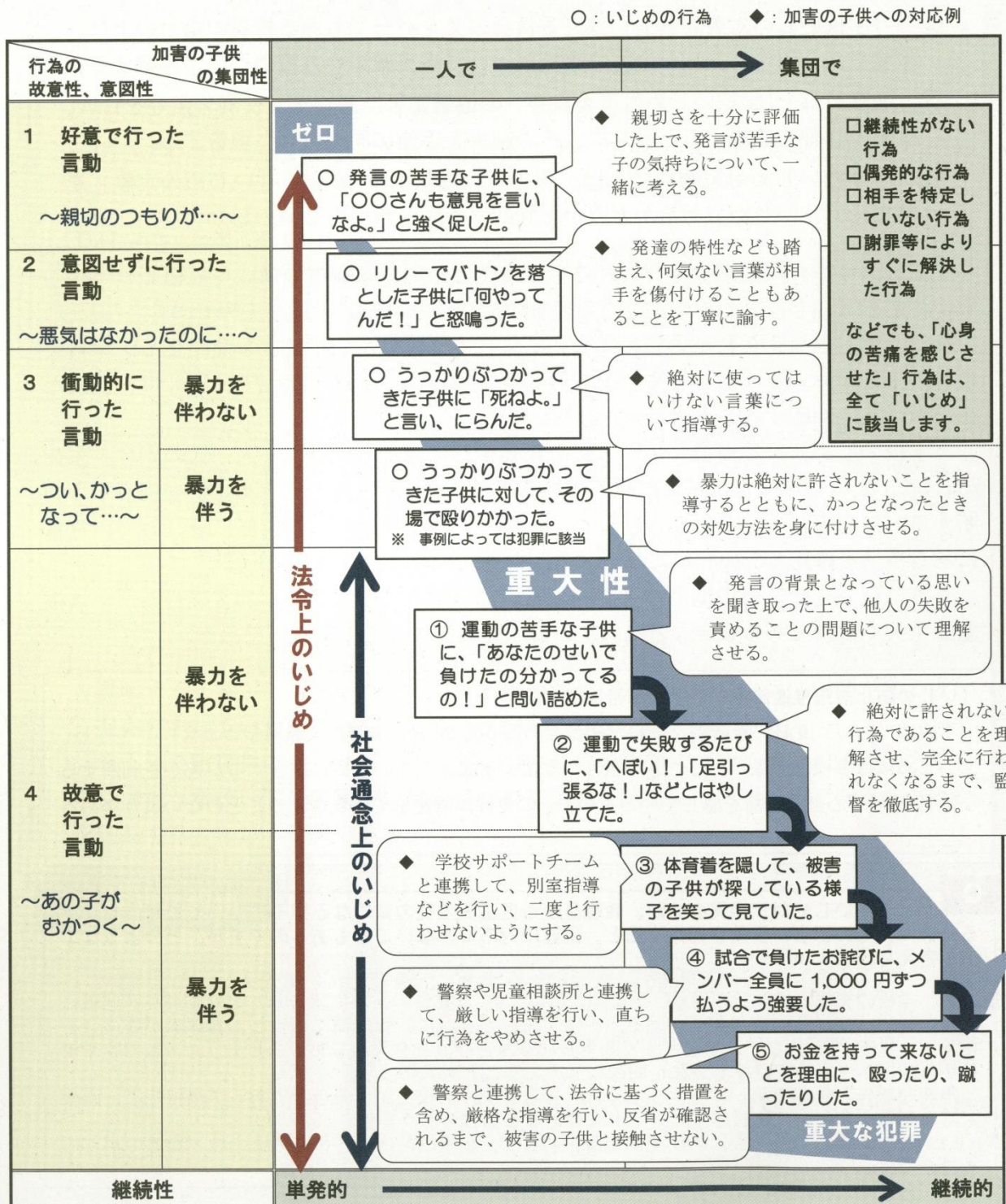


「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて

学校では、文部科学省が定めている「いじめ」の定義に基づいて認知をしています。いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に学校いじめ対策委員会で判断しています。個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性を総合的に考慮して、適切な対応を行います。



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。
※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

文部科学省は昭和61年度以来、「いじめ」の定義について策定・変更してきました。その背景には、子供がいじめを苦にして自殺した事案が多く関わっています。報道等で「いじめ」が大きな社会問題となるたびに、学校現場のいじめの捉え方の課題を踏まえて、その定義が広範囲なものに修正されてきました。学校では、二度といじめを苦にして自ら命を絶つような事案を起こさないために、「いじめ」の定義が変更されてきた経緯を正しく理解し、現行の定義に基づき、確実な認知に努めています。「法令上のいじめ」と「社会通念上のいじめ」のちがいを理解した上で、学校では「法令上のいじめ」について認知・対応しています。

<いじめの定義の変遷(旧文部省および文部科学省より)>

年	「いじめ」の定義	定義策定・変更のきっかけとなった事案	「いじめ」の捉え方(変遷)
昭和61年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、 学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。	東京都中野区 中学校2年生 自殺	◆ <u>加害の子供の行為の側に立って「いじめ」を規定</u> ○ 弱い者に対して一方的に(力関係の存在) ○ 身体的・心理的な攻撃 ○ 被害の子供が深刻な苦痛を受けているもの ○ 学校が確認しているもの ○ 学校の内外を問わないもの
平成6年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。	愛知県西尾市 中学校2年生 自殺	○ 「継続的に」を追加(行為の継続性) ○ 個々の「いじめ」の判断は、表面的・形式的に行うことなく、被害の子供の立場に立って行うことを追加 ○ 「学校が確認している」という要件を削除
平成18年度から	当該児童生徒が、 ①一定の人間関係のある者から、 ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、 ③精神的な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。	北海道滝川市 小学校6年生 自殺 福岡県筑前町 中学校2年生 自殺	◆ <u>被害の子供の心情の側に立って「いじめ」を規定</u> ○ 一定の人間関係(「弱い者に対して」を変更) ○ 心理的・物理的な攻撃 ○ 精神的な苦痛を感じているもの(「受けている」を「感じている」に変更、「深刻な」を削除) ○ 「継続的に」を削除
平成25年度から (いじめ防止対策推進法の施行に伴う)	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	滋賀県大津市 中学校2年生 自殺 東京都品川区 中学校1年生 自殺	○ 心理的・物理的な影響(「攻撃」を変更) ※ この規定では、加害の子供が主語となっているが、平成18年からの定義である被害の子供の心情の側に立って定義されていると理解すべきである。